

2016年 12月度 昆山会月例会の内容

■開催日時: 2016年 12月 14日(水)18:00~19:00

■開催場所: 麗景花園 日本料理「陣屋」 会議室 参加人数 38名

■参加役員

高橋会長	○	仁井見副会長	○	梅田副会長	×	福島副会長	○
伊丹幹事役	○	卞幹事役	○	井田幹事役	○	魯幹事役	○
大島幹事役	×	中川幹事役	○	山本(親)幹事役	×		

◇◇◇議事録◇◇◇

1) 昆山会役員変更について

吉田幹事役帰国に伴う役員編成の変更をお知らせします。

■今後の役員体制

NO	昆山会役職	会社名	役職	氏名・敬称略
1	会長	牧田(中国)有限公司	副総経理	高橋 雅一
2	首席副会長	大電机器人電纜(昆山)有限公司	総経理	仁井見 積
3	次席副会長	多富電子(昆山)有限公司	総経理	梅田 広治
4	副会長	昆山弘恵食品有限公司	董事長	福島 幸治
5	幹事役	昆山恩斯克有限公司	首席顧問	大島 一浩
6	幹事役	昆山阿基里斯人造皮有限公司	副総経理	伊丹 慎二
7	幹事役	昆山威可帝商貿有限公司	副総経理	卞 建春
8	幹事役	三井住友銀行(中国)有限公司	総経理	井田 英喜
9	幹事役	瑞穂銀行(中国)有限公司 昆山支行	出張所所長	魯 爾剛
10	幹事役	上海開滋国際貿易有限公司	設計總監	山本 親史
11	幹事役	普華永道中天會計士事務所蘇州分所	高級顧問	中川 明

※会長不在時は、会長代行を首席副会長が務める。会長及び首席副会長不在時は次席副会長が会長代行を務める。

※現在、役員が11名と不足気味です。自薦他薦を問わず、役員を募集いたしますので、事務局までご連絡ください。

2) 在上海日本国総領事館からのお知らせ「イスラム過激派組織「ISIL(イラクとレバントのイスラム国)」指導者の声明発出に伴う注意喚起」

【11月11日配信】

【ポイント】

●イスラム過激派組織「ISIL(イラクとレバントのイスラム国)」の指導者アブ・バクル・バグダーディーのものとする音声メッセージが公開され、ISIL戦闘員やその同調者に対してテロを呼びかけました。同声明を踏まえ、テロへの警戒を一層強化してください。

☆詳細については、下記の内容をよくお読み下さい。

【本文】

1 3日(木)、イスラム過激派組織「ISIL(イラクとレバントのイスラム国)」の指導者アブ・バクル・バグダーディーのものとする音声メッセージが公開され、その中でバグダーディーは、ISIL戦闘員やその同調者に対してトルコ及びサウジアラビアにおけるテロを呼びかけました。

トルコ爆弾テロ、クルド組織犯行か 死者 38 人に

2016/12/11 19:48 (2016/12/11 23:24 更新)

【イスタンブール＝佐野彰洋】トルコの最大都市イスタンブール中心部で10日夜に起きた爆弾テロでクルトウルムシュ副首相は11日、少数民族クルド人の非合法武装組織、クルド労働者党(PKK)による犯行の可能性があるとの見方を示した。事件の死者数は警察官30人を含む38人に増加した。イスタンブールで大規模なテロが起きるのは6月以来。治安リスクへの懸念が増すことで経済の重荷となる可能性もある。

2 現在のところ、同声明に基づいた具体的なテロの計画に関する情報には接していませんが、今後、ISIL戦闘員やその同調者がトルコやサウジアラビア、又はそれ以外の国においても、同声明に呼応してテロの実行を試みる可能性がありますので、テロへの警戒を一層強化してください。また、同声明に刺激を受けたローンウルフ型のテロの発生にも十分な注意が必要です。

3 つきましては、海外に渡航・滞在される方は、従来以上に安全に注意する必要があることを認識し、外務省が発出する海外安全情報及び報道等により、治安情勢等、渡航・滞在先について最新の関連情報の入手に努めるとともに、改めて危機管理意識を持つよう努めてください。テロ、誘拐等の不測の事態に巻き込まれることのないよう、特にテロの標的となりやすい場所(政府・軍・警察関係施設、欧米関連施設、公共交通機関、観光施設、デパート、市場やモスク等宗教関連施設等不特定多数が集まる場所等)を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる等、安全確保に十分注意を払ってください。

4 海外渡航前には万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

さらに、渡航・滞在先の国・地域において緊急事態が発生した場合、メールアドレス等を登録されている場合には、外務省から随時一斉メール等により最新の情勢と注意事項をお伝えしています。

3か月以上滞在する方は、必ず在留届を提出してください。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>)

3か月未満の旅行や出張などの際には、「たびレジ」に登録してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#>)

(参考広域情報・スポット情報)

・イラク: モースル解放作戦開始に伴う注意喚起(2016年10月18日)

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2016C284.html

・トルコ: 在イスタンブール米国総領事館の館員家族出国命令に伴う注意喚起(2016年11月01日)

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2016C289.html

・トルコ: アンカラ県庁の集会・デモ行進の一時的な禁止に伴う注意喚起

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2016C286.html

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話: (代表)03-3580-3311(内線)2902, 2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連)

電話: (代表)03-3580-3311(内線)3047

○外務省領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く)

電話: (代表)03-3580-3311(内線)5140

○外務省 海外安全ホームページ:

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (携帯版)

3) 在上海日本国総領事館からのお知らせ「中国における大気汚染に関する注意喚起」

【11月11日配信】

【ポイント】

●中国では、秋～冬期にかけ、深刻な大気汚染が発生します。地方によっても状況が異なりますので、渡航・滞在先の汚染状況を確認し、必要な健康上の対策をとるよう心がけるほか、公共交通機関等への影響に留意してください。

1 大気汚染の発生状況

(1)中国では、「粒子状物質(PM10、PM2.5)」を原因とする大気汚染が発生することがあります。石炭燃焼、自動車の排気ガス、農地における藁の野焼き等が原因とされ、発生しやすい気象条件が重なると大気汚染が深刻化しますが、風が吹くとすぐに解消することもあります。また、地方によっても汚染状況は異なります。大気汚染は一年を通じて発生する可能性がありますが、秋～冬期は特に重度の汚染が発生しやすくなります。

(2)中国環境保護部の発表や在中国米国大使館のモニタリングデータに基づけば、2015年及び2016年上半期の大気汚染の状況は、2013年及び2014年に比べて全体的に改善傾向にあります。しかし、例えば北京では、2015年に、我が国では外出抑制を呼びかける基準を超えた日が約4割に達するなど、依然として相応の注意が必要です。中国に渡航・滞在される方は、在中国日本国大使館のホームページ等から渡航・滞在先の最新の大気汚染の状況を確認し、以下4を参考に必要な対策を講じてください。

2 大気汚染の健康影響及び社会的影響

(1)粒子状物質は、PM10(直径10ミクロン以下)、さらにはPM2.5(直径2.5ミクロン以下)と、粒子の直径が小さくなるほど、肺の奥、さらには血管へと侵入しやすくなります。現在問題になっている「PM2.5」は、直径が人の髪の毛の約40分の1以下の大きさしかない微粒子で、肺の奥、さらには血液内に侵入し、全身に循環することで、ぜんそく・気管支炎、肺がんや心臓疾患などを発症・悪化させるリスクが高まるといわれています。高齢者や子供、肺・心臓等に疾患のある方は、大気汚染に対してより高いリスクを有するため、特に注意が必要です。

(2)日常生活への影響として、大気汚染が深刻化すると、学校等の教育施設で休校や屋外活動の停止措置が取られることがあります。また、視界(可視度)が低下し道路交通の危険が増すため、車の運転に注意する必要があります。さらに、重度の大気汚染の発生に伴い、汚染源となる石炭燃焼を伴う工業生産活動や土木・建設工事等の経済活動が規制され、大型・一般車両の通行規制、高速道路の閉鎖、航空便や鉄道の欠航・運休など、公共交通機関にも影響が及びます。

3 大気汚染の指標(中国、米国、日本)

(1)中国や米国では、PM2.5等の大気汚染物質による人体へのリスクを、空気質指数(AQI値: Air Quality Index)で公表しており、以下のとおり6段階に色分けされ示されます(ただし、中国と米国では環境基準が異なることなどから、同じAQI値でもリスク評価の指数が異なります)。

○中国基準

AQI値	PM2.5 濃度(マイクログラム/立方メートル)	リスク評価の指数
50以下	0～35	緑(優)
51～100	35～75	黄(良)
101～150	75～115	オレンジ(軽度汚染)
151～200	115～150	赤(中度汚染)
201～300	150～250	紫(重度汚染)
301以上	250～500	茶(嚴重汚染)

○米国基準

AQI値	PM2.5 濃度(マイクログラム/立方メートル)	リスク評価の指数
50以下	0～ 12	緑(良好)
51～100	12. 1～ 35. 4	黄(中程度)
101～150	35. 5～ 55. 4	オレンジ(敏感な人に影響)
151～200	55. 5～150. 4	赤(健康に悪影響)
201～300	150. 5～250. 4	紫(健康に極めて悪影響)
301以上	250. 5～500. 4	茶(有害)

PM2. 5汚染に関する詳細(AQIや汚染濃度等の指標の詳しい読み方を含む)は、在中国日本国大使館作成のPM2. 5に関する資料

(http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho161031_j.pdf) もあわせてご参照ください。

(2)日本ではAQI値は使用しておらず、1立方メートルあたり35マイクログラム以下(日平均値)が、環境基本法に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(環境基準)とされています。これは、中国の基準ではAQI値50以下(緑色)、また、米国の基準ではAQI値100以下(緑又は黄色)に相当します。

日本では、PM2. 5の濃度が1立方メートルあたり70マイクログラムを超えると(日平均値)、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らした方が良いとされており、外出抑制基準の目安とされます。特に、呼吸器系や循環器系疾患のある人、小児、高齢者等の高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれます。この基準は、概ね、中国ではAQI値100以上(オレンジ、赤、紫、茶色)、米国ではAQI値160以上(赤、紫、色)に相当します。

○日本の基準

レベル 日平均値(マイクログラム/立方メートル) 行動の目安

2 70以上 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
(高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)

1 70以下 特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。

環境基準 35以下…環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。

(3) 大気汚染警報の区分

なお、中国では、重度の大気汚染の発生が予測される時には、地方政府当局から独自の大気汚染警報が発表されることがあります。警報レベルに応じて、低い順から、「青」、「黄」、「オレンジ」、「赤」の4段階に分かれますが、発表の基準や、警報レベルに応じた社会活動の制限等の勧告内容は各地方政府によって異なりますので、渡航・滞在先の地方政府の発表や報道などから最新の情報を確認するようにしてください(以下5. 参照)

4 大気汚染時の対策

大気汚染の健康への影響を避けるためには、一般的に以下の方法が考えられます。中国に滞在中の人及び渡航を予定している人は、最新情報の入手に努め、以下の必要な健康上の対策をとるようにしてください。

【室内環境】

○屋内では空気清浄機を部屋の大きさに応じて設置する。特に、外気の汚染が深刻な場合には最大風量で運転する。PM2.5対応のフィルター交換の他、外フィルターに埃が詰まると風量を損ない効果が薄れるため、適宜掃除をする。

○汚染が特に重度である際には、外気の流入が認められる玄関や扉枠のわずかな隙間をテープ、ボール紙等でふさぐ。

○外気の環境が良好な日には、室内のウイルス感染のリスクを下げ、体調不良の原因となる二酸化炭素の濃度を下げるため、窓の開放や換気扇等により、時間を区切って積極的に新鮮な外気を取り入れ、換気を行うことが推奨される。

○うがいを行って、水分を多くとる。

【室外行動】

○大気汚染が認められる時には屋外での活動をできるだけ避ける(なお、屋内であっても、ロビーや廊下などの広い空間、出入口に近い空間は清浄でないケースが多くみられることに注意が必要)。

○外出する場合には、PM2.5対応マスクを着用する(マスクは、あごや鼻の周辺に隙間ができないよう顔の形にフィットしたものを選別する)。なお、マスクは中国のコンビニエンスストア等でも入手可能。

5 大気汚染関連情報の収集

(1)リアルタイムの汚染濃度やAQI、予報については、中国政府(国レベル、各省・市・自治区レベル)の環境保護当局や気象局等で公式の情報が確認できます。たとえば、北京市の場合、北京市環境監測中心、北京気象局等が公表しています。

以下のホームページでは、中国全土の情報が掲載されるとともに、各省・市・自治区の系列機関にリンクしています。(中国語)

○中国環境監測總站(環境モニタリングステーション)ホームページ <http://www.cnemc.cn/>

○中央気象台ホームページ <http://www.nmc.cn>

(2)在中国米国大使館・総領事館では、2010年から独自にPM2.5を含む大気環境モニタリングを行っており、同館敷地の測定結果を公表しています。

○在中国米国公館モニタリングデータ(米国国務省ホームページ:英語)

<http://www.stateair.net/web/post/1/1.html>

(3)その他、天気予報サイト等様々なウェブサイトやミニブログ等で現地の情報が発信される他、便利なスマートフォンアプリも多数公開されています。特に、米国AQI値に基づいて作成される次のウェブサイト、スマートフォンアプリが有名です。

○『世界大気質プロジェクト(aqicn.org)』ホームページ <http://aqicn.org> (日本語も対応)

(4)日本の環境省ホームページには、環境省の中国に対する取組み等を含め、PM2.5関連情報が掲載されています。また、日本気象協会等から、中国沿岸部から日本全土にかけてのPM2.5分布予測モデルが公開されています。

○環境省ホームページ

微小粒子状物質(PM2.5)に関する情報

<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>

微小粒子状物質(PM2.5)に関するよくある質問(Q&A)

<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info/attach/faq.pdf>

○一般財団法人日本気象協会ホームページ [tenki.jp](http://www.tenki.jp) (PM2.5分布予測)

http://www.tenki.jp/particulate_matter/

(5)中国各地の日本国大使館・総領事館のホームページにおいても各種資料を掲載しています。下記の「現地公館連絡先」のホームページを参照してください。

(問い合わせ窓口)

○在上海日本国総領事館

(管轄地域:上海市,安徽省,浙江省,江蘇省,江西省)

住所:上海市延安西路2299号上海世貿大廈13階(別館領事部門)

電話:(市外局番021)-5257-4766

国外からは(国番号86)-21-5257-4766

ホームページ:<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/>

○外務省領事サービスセンター

電話:(代表)03-3580-3311(内線)2902

(外務省関係課室連絡先)

○外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話:(代表)03-3580-3311(内線)5367

○外務省 海外安全ホームページ:

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

(現地公館連絡先)

○在中国日本国大使館

(管轄地域:北京市,天津市,陝西省,山西省,甘肅省,河南省,河北省,湖北省,湖南省,青海省,新疆ウイグル自治区,寧夏回族自治区,チベット自治区,内蒙古自治区)

住所:北京市朝陽区亮馬橋東街1号

電話:(市外局番010)-8531-9800(代表),

(市外局番 010)-6532-5964(邦人援護)

国外からは(国番号 86)-10-8531-9800(代表),

(国番号 86)-10-6532-5964(邦人援護)

ホームページ:http://www.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在広州日本国総領事館

(管轄地域:広東省, 海南省, 福建省, 広西チワン族自治区)

住所:広州市環市東路 368 号花園大廈

電話:(市外局番 020)-83343009(代表),

(市外外局番 020)-83343090(領事・査証)

国外からは(国番号 86)-20-83343009(代表),

(国番号 86)-20-83343090(領事・査証)

ホームページ:<http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/>

○在重慶日本国総領事館

(管轄地域:重慶市, 四川省, 貴州省, 雲南省)

住所:重慶市渝中区鄒容路 68 号 大都会商厦 37 階

電話:(市外局番 023)-6373-3585

国外からは(国番号 86)-23-6373-3585

ホームページ:http://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在瀋陽日本国総領事館

(管轄地域:遼寧省(大連市を除く), 吉林省, 黒龍江省)

住所:瀋陽市和平区十四緯路 50 号

電話:(市外局番 024)-2322-7490

国外からは(国番号 86)-24-2322-7490

ホームページ:<http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/>

○在瀋陽日本国総領事館大連領事事務所

(管轄地域:大連市)

住所:大連市西崗区中山路 147 号 森茂大廈 3F

電話:(市外局番 0411)-8370-4077

国外からは(国番号 86)-411-8370-4077

ホームページ:<http://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/jp/in dex.html>

○在青島日本国総領事館

(管轄地域:山東省)

住所:青島市香港中路 59 号 国際金融中心 45F

電話:(市外局番 0532)-8090-0001

国外からは(国番号 86)-532-8090-0001

ホームページ:<http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

○在香港日本国総領事館

住所:46 - 47/F, One Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong

香港中環康樂廣場 8 号交易廣場第一座 46 樓及 47 樓

電話:2522-1184

国外からは(地域番号 852) 2522-1184

ホームページ:<http://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/index02.html>

4) 在上海日本国総領事館からのお知らせ「鳥インフルエンザA(H7N9)のヒト感染

症例発生」

【11月24日配信】

【ポイント】

- 中国及び香港で鳥インフルエンザA(H7N9)の感染者が報告されています。
- 現時点では、人から人への持続的な感染は確認されていませんが、中国や香港に渡航・滞在する際は、こまめに手を洗う、生きた鳥を扱う市場や家禽飼育場への立入を避けるなど、予防に心がけて下さい。

1. 鳥インフルエンザA(H7N9)のヒト感染症例

(1)中国の国家衛生・計画生育委員会(NHFPC)は、2016年1月～2016年10月までの鳥インフルエンザA(H7N9)のヒト感染例の報告数を次のとおり公表しています。

2016年	1月	感染者報告数28例	うち死亡	5人
	2月	感染者報告数29例	うち死亡	15人
	3月	感染者報告数17例	うち死亡	7人
	4月	感染者報告数11例	うち死亡	7人
	5月	感染者報告数 5例	うち死亡	1人
	6月	感染者報告数 7例	うち死亡	5人
	7月	感染者報告数 5例	うち死亡	1人
	8月	感染者報告数 0例	うち死亡	0人
	9月	感染者報告数 0例	うち死亡	1人
	10月	感染者報告数 2例	うち死亡	1人

(2)さらに、2016年4月26日付けWHOの報告によれば、香港においても中国広東省東莞市に訪問歴のある男性に鳥インフルエンザA(H7N9)の感染が確認されています。

(3)つきましては、中国及び香港への渡航を予定している方又は既に滞在中の方は、在中国日本国大使館及び各総領事館のホームページなどから最新の関連情報を入手し、以下2. を参考に十分な感染予防に努めてください。

2. 鳥インフルエンザA(H7N9)について

(1)感染源

現時点において感染源は不明ですが、鳥インフルエンザにかかった鳥の羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鳥のフンや内臓に触れてウイルスに汚染された手から鼻へウイルスが入るなど、人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれに感染すると考えられています。ヒトからヒトへの持続的な感染は確認されていません。

(2)症状

これまで海外で報告された情報によると、多くの患者に発熱や咳、息切れ等の症状が見られたことに加え、重症の肺炎に発展するケースが見られました。ただし、この病気の詳細はまだ分かっていません。

(3) 予防

鳥インフルエンザA(H7N9)に対する一般的な予防策は以下のとおりです。

- 休息、栄養を十分に取り、体に抵抗力をつける。
- 手指等の衛生保持に心掛ける。
- 咳やくしゃみの症状がある患者とは、可能な限り濃厚接触を避ける。
- 温度の変化と乾燥しすぎに注意する。
- 高熱、咳、呼吸困難等の症状が見られた時は、適切なタイミングで専門医の診断を受ける。

また、鳥インフルエンザA(H7N9)の特徴及び上記に追加する具体的予防策は以下のとおりです。

- 生きた鳥を扱う市場や家禽飼育場への立入を避ける。
- 死んだ鳥や放し飼いの家禽との接触を避ける。
- 鳥の排泄物に汚染された物との接触を避ける。
- 手洗い、うがいにつとめ、衛生管理を心がける。
- 外出する場合には、人混みは出来るだけ避け、人混みではマスクをする等の対策を心がける。

(4) 発生地域からの帰国時・帰国後の対応

帰国時に発熱、咳、のどの痛みなどの症状がある場合には、検疫所の健康相談室に申し出てください。また、帰国後10日以内にこれらの症状が出た場合には、速やかに最寄りの医療機関を受診し、発生地域に渡航・滞在していたことを伝えてください。

内閣官房(新型インフルエンザ等対策)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/about_h7n9.html

鳥インフルエンザ(H7N9)について(厚生労働省)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/h7n9.html

中国国家衛生計画生育委員会

<http://www.nhfpc.gov.cn/zhuzhan/index.shtml>

WHO: Avian influenza A(H7N9) virus

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/influenza_h7n9/en/

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話: (代表)03-3580-3311(内線)2902,2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話: (代表)03-3580-3311(内線)5367

○外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

(現地公館等連絡先)

○在上海日本国総領事館

(管轄地域:上海市,安徽省,浙江省,江蘇省,江西省)

住所:上海市延安西路 2299 号上海世貿大廈 13 階(別館領事部門)

電話:(市外局番 021)-5257-4766(代表)

(市外局番 021)-6209-2664(邦人援護)

国外からは(国番号 86)-21-5257-4766(代表)

(国番号 86)-21-6209-2664(邦人援護)

ホームページ:<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/>

○在中国日本国大使館

(管轄地域:北京市,天津市,陝西省,山西省,甘肅省,河南省,河北省,湖北省,湖南省,青海省,新疆ウイグル自治区,寧夏回族自治区,チベット自治区,内蒙古自治区)

住所:北京市朝陽区亮馬橋東街 1 号

電話:(市外局番 010)-8531-9800(代表)

(市外局番 010)-6532-5964(邦人援護)

国外からは(国番号 86)-10-8531-9800(代表)

(国番号 86)-10-6532-5964(邦人援護)

ホームページ:http://www.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在広州日本国総領事館

(管轄地域:広東省,海南省,福建省,広西チワン族自治区)

住所:広州市環市東路 368 号花園大廈

電話:(市外局番 020)-83343009(代表)

(市外局番 020)-83343090(領事・査証)

国外からは(国番号 86)-20-83343009(代表)

(国番号 86)-20-83343090(領事・査証)

ホームページ:<http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/>

○在重慶日本国総領事館

(管轄地域:重慶市,四川省,貴州省,雲南省)

住所:重慶市渝中区鄒容路 68 号 大都会商厦 37 階

電話:(市外局番 023)-6373-3585

国外からは(国番号 86)-23-6373-3585

ホームページ:http://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在瀋陽日本国総領事館

(管轄地域:遼寧省(大連市を除く),吉林省,黒龍江省)

住所:瀋陽市和平区十四緯路 50 号

電話:(市外局番 024)-2322-7490

国外からは(国番号 86)-24-2322-7490

ホームページ:<http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/>

○在瀋陽日本国総領事館大連領事事務所

(管轄地域:大連市)

住所:大連市西崗区中山路 147 号 森茂大廈 3F

電話:(市外局番 0411)-8370-4077

国外からは(国番号 86)-411-8370-4077

ホームページ:<http://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

○在青島日本国総領事館

(管轄地域:山東省)

住所:青島市香港中路 59 号 国際金融中心 45F

電話:(市外局番 0532)-8090-0001

国外からは(国番号 86)-532-8090-0001

ホームページ:<http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

○在香港日本国総領事館

住所:46 - 47/F, One Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong)香港中環康樂廣場 8 号交易廣場第一座 46 楼及 47 楼)

電話:2522-1184

国外からは(国番号 852) 2522-1184

ホームページ: <http://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/index02.html>

※従来当館からのお知らせは、当館メールマガジンに別途登録された方のみに配信していましたが、より多くの在留邦人の方にご案内すべく左記登録者に加え、今後は在留届に記載されたメールアドレス宛にも配信することと致しましたので、必ずしも直接お役に立つものでないお知らせが届くこともあるかと思いますが、ご了承ください。

●「在留届」・「帰国・転出届」等の提出はこちらから

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/procedure/index002.html>

既に帰国・転出等で当館管轄地(上海市, 江蘇省, 安徽省, 浙江省, 江西省)に在住していない方は、「帰国・転出届」をお出しいただくようお願いします。

また、新たに日本以外に在留する方は、その地域を管轄する在外公館に改めて在留届を提出願います。

●メルマガ解除はこちらから

<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/mailmz/delete?emb=shanghai.cn>

5) 在上海日本国総領事館からのお知らせ「ぼったくり及びタクシーでの被害に関する注意喚起」

【12月9日配信】

1. 年末年始には、忘年会等により飲酒の機会が増える方も多いところ、飲酒後にぼったくり被害やタクシーでの被害に遭わないよう、以下の事項にご注意いただきますようお願いいたします。

2. これまでも当館よりぼったくり被害に関する注意喚起を発出しておりますが、年末が近づくとつれ出張者や旅行者を中心に被害が増加しております。

具体的には、飲酒後、宿泊しているホテル付近で客引き等から「マッサージ店を紹介する」などと声をかけられ、ついて行ったところ、精算時に数名の男が現れて、殴る蹴る等の暴行を受け、数万元（日本円にして数十万円）の料金を請求されたケースが複数発生しております。

邦人の皆様におかれましては、見知らぬ人や客引きには絶対についていかないで下さい。万一被害に遭った場合には、可能な限り場所を特定した上で、速やかに公安局に通報し、被害を届け出るようにしてください。

3. タクシーでの運賃支払時の被害について、

(1)「カード読み取り機が壊れた」「この20元札は偽物だ」などと言って100元札を出させ、手元で偽札にすり替えて「これは偽札だ」と突き返す、

(2)定期入れに入れた交通カードを「機械が読み取らない」と言って定期入れからカードを出させ、被害者の目を盗んで残額0元のカードにすり替える、などの手口による被害の相談が寄せられております。

皆様におかれましては、以下のような防犯対策によりタクシー内での被害に遭わないように気を付けていただくようお願いいたします。

○できるだけ小額紙幣での支払いを心がけ、100元札で運賃を支払う際には紙幣の下3桁の番号を覚えておく。

○交通カードはシールなどで自分なりの特徴を作る。

○犯罪被害や忘れ物をした際に備え、タクシー会社名を覚える、レシートを必ずもらうなどして車両を特定しやすくする。

なお、万一被害に遭った場合には、公安局やタクシー会社に通報し、被害を届け出るようにしてください。

●「在留届」・「帰国・転出届」等の提出はこちらから

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/procedure/index002.html>

既に帰国・転出等で当館管轄地(上海市、江蘇省、安徽省、浙江省、江西省)に在住していない方は、「帰国・転出届」をお出しいただくようお願いいたします。

また、新たに日本以外に在留する方は、その地域を管轄する在外公館に改めて在留届を提出願います。

●メルマガ解除はこちらから

<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/mailmz/delete?emb=shanghai.cn>

6) 上海日本国総領事館「新春祝賀会(於:上海市内)のご案内」

平素よりお世話になっております。

先ほどご連絡差し上げた上海総領事館の高見澤と申します。

お電話でも簡単にお話させていただきましたが、以下の日程で新春祝賀会の開催を予定しております。日頃より当館の活動及び運営に際し、また、在留邦人の生活安全に関し、様々な面からのご

支援とご協力をいただいていることへの感謝の意味を込め、新年を迎えるこの機に当地在留邦人及び当地の日本関係研究者、当地政府関係者等の皆様と意見交換が行えたらと思っております。つきましては、遠方からのお招きで大変恐縮ではございますが、ご都合がよろしければ、ご出席いただけると幸いです。

また誠に勝手ながら出欠のご連絡を来週19日(月)までにこのメール(CCも含む)にご返信いただく形でお願い致します。

日時:2017年1月21日(土)12:00-14:00(11:45開場)

場所:総領事公邸(上海市淮海中路1517号 ※上海地下鉄10号線「上海図書館」付近)

その他:今回ご招待さしあげるのは、人数的な制限もあり、各組織の代表者及びその配偶者の方です。万一、代表者の都合が合わず、代理者での出席をお考えの場合は、その方の氏名・肩書き・連絡先をいただけますようお願いいたします。

※その他、詳細は別添招待状でご確認ください。

-----本件照会先-----

在上海日本国総領事館領事部門

中国上海市延安西路 2299 号上海世貿大廈 13 階

Tel:+86-(0)21-5257-4766(605)/139-1612-2476

Fax:+86-(0)21-6278-6088

担当:高見澤

※昆山会役員を一名選出、参加の方向で検討中。

7) 昆山日本人会、微信(WE CHAT GROUP)について

昆山日本人会、事務役が管理している微信(WE CHAT GROUP)について、1年が経過いたしました。利用規約として下記の要綱で改訂いたします。ご意見、ご指導ございましたら事務局までご連絡ください。

【昆山日本人会会員 WE CHAT GROUP 規則】

① 発足目的: 昆山の情報＝賃貸住宅(場所、家賃など)・飲食(中華料理の美食、コーヒー屋、スナックなど)・買い物(スーパー、コンビニ情報、中古家具情報など)・娯楽(生演奏バンド、Bar、映画館、交響楽など)・スポーツ(試合の観戦、趣味での練習試合、ジム、フィットネスなど)・教育(本屋、図書館、中国語教室など)、交通(飛行機、高鉄、市営バス、地下鉄、タクシー、賃貸自転車など)・美容(ネイル、理髪店、美容院、マッサージ、風呂屋など)・通信(スマホ購入、修理、ネット回線など)・中国国内の観光(会員様のご家族への観光地情報、ホテル情報など)及び中国経済情報などを共有する;昆山日本人会定例会開催模様や情報をリアルタイムに発信、共有する。

②参加資格：昆山日本人会に登録されている会員様、昆山日本人会の管理に同意する方に限る。参加・撤退自由（強制ではない）です。新規参加の場合、管理者の許可を取得する必要があります。

③チャットに関して：

1)チャット時間：北京時間 AM7:00～PM23:00 厳守；

2)本グループ内に限り実名身分表明（例：山田太郎、さとう、SUZUKI など）。

この場合は元々の ID やニックネームには影響をしません。

3)チャット使用言語：日本語のみ。

4)チャット内容：上記発足目的範囲内に限る（雑談や共有する必要が無い場合ご遠慮ください）；中国法律を遵守すること；誹謗、中傷、エロなど禁止；商業目的（広告、宣伝）禁止。

参加ご希望の方は管理者（卞幹事役）にメール（cnbjc322@163.com）までお願いします。

8)新会員、新規駐在員及び帰国会員ご紹介

◆新規会員

▼蘇州日建建設工程有限公司（ニックンケンセツ） 太田副部長

蘇州市高新区濱河路 1388 号創意街 8 号楼 0512-6818-7227

建設業 工場、オフィスの改装、改修、増設など

▼蘇州同和資源综合利用有限公司（ドウワシケンソウゴウリヨウ）

高田正栄（総経理） 石翔一（営業課長）

蘇州新区三聯町 28 号 0512-8518-8108

環境事業 非鉄金属リサイクル、家電リサイクル

http://www.dowa-eco.co.jp/business/global/china/suzhou_recycle.html

◇帰国会員

▽三井住友銀行 昆山出張所 吉田 周平 氏

三井住友銀行の吉田でございます。この度の辞令を受けまして、帰国することになりました。

2014年の弊行 昆山出張所の開設以降、昆山の日系企業をはじめ、昆山日本人会の皆さまのお役に立ちたいとの思いでやって参りました。その間、昆山日本人会の皆さまには大変お世話になりました。あらためまして、厚く御礼申し上げます。弊行は、引続き井田が昆山日本人会をお手伝いさせて頂きまますので、今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが、昆山日系企業ならびに昆山日本人会会員の皆さまの益々のご発展と皆さまのご健勝を祈願しましてご挨拶とさせていただきます。有難うございました。

9) 在上海日本国総領事館発行「総領事館緊急メールマガジン」への登録の勧め

昆山日本人会において、領事館発行の「総領事館緊急メールマガジン」の取り扱いについて。2010年6月までは、この「総領事館緊急メールマガジン」が発行された場合、昆山日本人会会員へ転送していましたが、7月以降は月例会議事録には掲載いたしますが、都度の転送はいたしません。非常に重要な情報もありますので、駐在員の方は「総領事館緊急メールマガジン」への登録をお勧めします。

◆総領事館緊急メールマガジン

配信御希望の方は下記 URL にアクセスし、登録をお願いします。

総領事館緊急メールマガジン登録ページ

http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/shanghai_cn.html

10) 各同好会・会員交流のお知らせ

■同好会の最近の活動状況

▽ゴルフ

今年の昆山日本人会ゴルフコンペは 3月、7月、11月の年三回を予定しております。

◆連絡先 多富電子(昆山)有限公司 梅田 広治

186-0626-9101

k-umeda@pub.ks.js.cn

▽ソフトボール

4月より江蘇省リーグが開幕。蘇州3チーム、無錫、昆山、各1チームの合計5チームでリーグ戦を行っています。

江蘇省リーグ以外も、月に1~2回程度練習等を昆山で行っております。会社内で興味がある方がおられましたら紹介をよろしく申し上げます。

・練習場所:未定

・練習日時:日曜日(不定期開催、月3回程度)午前9時~午後12時

・参加費:飛び入り参加の場合は1回40元。会員登録の場合は年1000元の会費を徴収いたします。

◆連絡先:阿久津 博 氏 昆山万基行貿易有限公司

159-9563-8470

h-akutsu@muraki.com まで 事前確認下さい。

▽テニス

毎週練習していますので興味ある方はぜひ覗いてみてください。

場所:陽光世紀花園内テニスコート(長江北路 大型スーパー易初愛蓮(ロータス)の対面南側)

・水曜日 ナイター(18:00~21:00)

・土曜日 13:00~17:00

・日曜日 13:00~17:00

・参加費:参加毎に40元を徴収いたします。

◆連絡先 衣川 進氏

kinugawa@nfnf.cn まで事前確認してください。

▽サイクリングクラブ

昆山日本人会自転車クラブでは仲間を募集しています。のんびりと童心にかえて自転車散歩してみませんか? きっと新しい発見があるはずです。自転車もママチャリで大丈夫。入会金・会費等は無料です。毎月2回(第一土曜日、第三日曜日)60km程度のツーリングを予定しています。興味がある方はメールを下さい。のんびりとお待ちしております。ご興味のある方は下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 竹本容器有限公司 福田 正 氏 fukuda@takemotoks.com

▽昆山会 OB 会、OG 会

昆山に駐在経験があり、現在は日本に戻られた OB、OG のメンバー(関東方面)が日本で懇親会を開催しています。ご興味のある方はご連絡ください。

◆連絡先 関東支部まとめ役 大沢氏 t-osawa7-7@ezweb.ne.jp

▽フットサル同好会

基本的に毎週土曜日か日曜日に練習、試合等を実施。参加申し込み、お問い合わせ下記連絡先へお願いします。

◆連絡先 池山 誠広 氏 186-2625-0309 tofu-ikeyama@kstf163.com

▽女性の集い

昆山在住の日本人女性も少なくなり、約 20 名程度です。月一回(毎月第二水曜日)日本人どうしで集まり情報交換をしております。また、中国、台湾の女性も参加する集まりも不定期で開催しております。

◆連絡先 徐 奈緒子 torazou21@hotmail.com 黒田 桂子 kuroda-ks@hotmail.com

▽釣り同好会

月に一度、月例会を行っています。活動場所:昆山、蘇州、上海近辺。活動時期:3月~11月。詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 赤崎 恒太郎 k_hashiretoto@yahoo.co.jp

▽昆山ミュージックフレンズ

フォークソングからハードロックまで、アマチュアバンドを組んで音楽を楽しみませんか？未経験者、聴くだけの参加も大歓迎です。勿論、国籍、年齢、性別は問いません。

上海、蘇州で開催されている日系バンドのライブ情報なども発信しています。

◆連絡先 真鍋 tmanabeg@gmail.com

▽ラジコン同好会

現在は数名のメンバーですが、少数でも楽しい集まりにしたいと思います。ラジコンを通じて交流を深めましょう。

◆連絡先 徳岡 潔 kiyoshitokuoka@humanpool.com.cn

▽昆山日本人会ブログ

中国の閲覧規制のかかってしまった、当会サイトでしたが、新しく立ち上げました。会員同士の情報収集、意見交換等にお役立てください。

■昆山会のブログ等のサイト

Blog <http://kja.seesaa.net/>

11) 次回定例会のお知らせ

次回定例会(1月度)

日時: 2017年 1月 11日(水)第二水曜日 18:00~

場所: 麗景花園 日本料理「陣屋」会議室

昆山市前進中路 48 号麗景花園

TEL0512-5731-7149

■2017 年司会進行役一覧表

1 月司会進行役	山本(親)幹事役	7 月司会進行役	魯幹事役
2 月司会進行役	高橋会長	8 月司会進行役	大島幹事役
3 月司会進行役	仁井見副会長	9 月司会進行役	中川幹事役
4 月司会進行役	梅田副会長	10 月司会進行役	山本(親)幹事役
5 月司会進行役	井田幹事役	11 月司会進行役	高橋会長
6 月司会進行役	卞幹事役	12 月司会進行役	仁井見副会長

編集 : 昆山日本人会事務局 福島 幸治

MB 139-1574-9233

E-mail fwgh4006@gmail.com

本資料に掲載されている写真、記事等を複製、販売、出版、配布及び変更を加えて表示することを禁じます。コンテンツの複製等をご希望の方は昆山日本人事務局までご連絡ください。
